

○豊川市男女共同参画推進条例

平成21年 3 月23日 条例第15号

豊川市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、昭和50年の「国際婦人年」をきっかけに、国際社会における取組に連動して、男女共同参画社会の実現に向けた制度が整備され、平成11年に男女共同参画社会基本法が成立しました。

また、豊川市においては、平成13年に自立と支え合いの男女共同参画社会の実現を目指す「とよかわ男女共同参画プラン」を策定し、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、ジェンダーが様々な場面で日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等を妨げることがあり、今なお、ジェンダーにとらわれた固定的な役割分担意識や慣習が根強く存在しているため、なお一層の努力が求められています。

私たちは、誰もが主体的に参画する活力あるまち豊川市として一層の発展を遂げるために、男女が性別にかかわらず互いに人権を認め合い、自立した個人として社会のあらゆる分野に希望を持って対等に参画し、その責任を担うことができる男女共同参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定めて、市と市民、教育に携わる者、市民活動団体や事業者（以下「市民等」といいます。）の役割を明らかにし、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市と市民等が共に総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある男性像又は女性像のような、社会によって作られた社会的性別をいいます。
- (4) リプロダクティブ・ヘルス 男女が、性と生殖に関する健康を含め、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態であることをいいます。
- (5) リプロダクティブ・ライツ 産む性としての女性の自己決定権を含め、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次のことを基本理念として行われなければなりません。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として人権が尊重され、自らの意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、社会のあらゆる分野の活動における男女の自由な選択を制限することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の一員として、社会のあらゆる分野における方針の決定、計画の立案等に対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が家庭においてそれぞれの個性を尊重し、家族の一員としての役割を果たすとともに、互いの協力と社会的支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動の両立ができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性の理解を深めるとともに、リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツが尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際的な理解と協調の下に行われること。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に従い、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じです。）を総合的かつ計画的に策定し、実施する役割があります。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するときは、国、県その他の関係機関と連携して取り組み、市民等と協力し、協働して男女共同参画を推進する役割があります。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な体制を整備し、財政的な措置を執るよう努める役割があります。

4 市は、市民等への模範として、自ら率先して男女共同参画を推進する役割があります。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に従い、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するよう努める役割があります。

2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める役割があります。

(教育に携わる者の役割)

第6条 教育に携わる者は、基本理念に従い、教育を行うよう努める役割があります。

2 教育に携わる者は、その教育の中で、メディアリテラシー(多様な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いて自己発信する能力をいいます。)の習得や向上のための教育を行うよう努める役割があります。

3 教育に携わる者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める役割があります。

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、基本理念に従い、その活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努める役割があります。

2 市民活動団体は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める役割があります。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念に従い、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保し、ワーク・ライフ・バランス(働く人が仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできることをいいます。)に配慮した環境整備に努める役割があります。

2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める役割があります。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはなりません。

(1) 性別による差別的な扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方を不快にさせたり、相手方の生活

環境を害することや、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。)

(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。)

(表示する情報への配慮)

第10条 すべての人は、広報、報道、広告等において、ジェンダーによる固定的な役割分担や暴力行為を正当化し、助長する表現や不適切な性的表現を行わないよう努めなければなりません。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、基本計画を策定し、変更するときは、豊川市男女共同参画審議会の意見を聴き、市民等の意見を反映するよう努めます。

3 市長は、基本計画を策定し、変更したときは、速やかに公表します。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年度、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表します。

(参画機会の格差の是正)

第13条 市は、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が男女に対等に確保されていないなどの格差が生じている場合は、市民等や関係機関と協力して積極的改善措置に関する情報の提供その他の格差を是正するために必要な支援をするよう努めます。

(学習の支援等)

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画についての関心や理解を深めるための学習を支援し、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な援助ができるよう努めます。

(情報提供等)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等へ、情報を提供し、男女共同参画に関する理解をより深めるため、広く啓発活動を行います。

2 市は、市民等に、男女共同参画を推進するうえで必要なメディアリテラシーに関する情報を提供するよう努めます。

(国際的な理解と協調のための支援)

第16条 市は、国際的な理解と協調の下に男女共同参画を推進し、多文化共生を目指す交流を促進するため、必要な支援ができるよう努めます。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行い、必要があるときは、その結果を公表します。

(意見、苦情等の申し出と処理)

第18条 市長は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から意見、苦情等の申し出があったときは、関係機関と連携し、必要な措置が執れるよう努めます。

(相談の申し出と処理)

第19条 市は、男女共同参画の推進を妨げる権利侵害について、市民等から相談の申し出があったときは、関係機関と連携し、必要な措置が執れるよう努めます。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項を審議するため、豊川市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び男女共同参画の推進に関する重要な事項を調査審議し、その結果を市長に答申します。
- 3 審議会は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策について調査審議し、市長に意見を述べるすることができます。
- 4 審議会は、委員10名以内の委員で組織します。
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないようにします。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき策定されている市の男女共同参画計画（「とよかわ男女共同参画プラン」をいいます。）は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなします。